

# 「たらみ市」規約

- 第1条(名称) 本会は、「たらみ市」と称する。
- 第2条(主催) たらみ市実行委員会
- 第3条(事務局) 「たらみ市」の事務局を多良見町商工会館内に置く。  
(長崎県諫早市多良見町化屋759-15)
- 第4条(開催日時) 毎月第4日曜日 販売時間:午前9時より正午まで(雨天決行)
- 第5条(開催場所) 喜々津駅前商店街周辺
- 第6条(目的) 商店街機能の回復と魅力アップを図るとともに、出店者と消費者、  
近隣住民との交流を深め、地元産品等の販売機会の創出を目的とする。
- 第7条(出店について) 出店については別紙「たらみ市出店要項」に記載する。
- 第8条(組織) 実行委員長を古賀孝史とする。実行委員長・実行委員の任命は  
たらみ市実行委員会の会議により、決議し選任される。
- 第9条(会議) この会の運営は、たらみ市実行委員による会議において、  
すべての意思決定を行うものとする。
- 附則 この規約は平成26年4月度より実施する。  
規約に定めのない事項については、実行委員会の議決を経て定める。